

コロナ禍の文書館

—閲覧室と展示室の対応の記録—

木 村 遼 之

はじめに

令和 2 年度から 3 年度にかけては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「コロナ」とする）感染拡大の影響を受けて社会全体が大きく混乱した。収束の見通しが立たない中、各機関は事業計画の変更や勤務体制の再構築を余儀なくされた。令和 2 年度末以降、アーカイブズ機関でも「文書館だより」などの媒体を通して、事業報告を兼ねた形でコロナ禍の諸対応が報告され、コロナへの対応を災害対応と捉える動きもみられる⁽¹⁾。

当館においても、臨時休館や開館時間の変更、主催事業の中止を経て、現在も様々な対応をとっているところであるが、一連の対応について公開される媒体に記録し、今後の参考及び検討の材料とすることが求められる。

そこで本稿では、ワクチン接種の進行によって社会が一応の落ち着きを取り戻し、当館としてもおよそ 1 年半ぶりに通常の開室時間（9 時～17 時）で閲覧室、展示室を開室できるようになったこの機（令和 3 年 12 月現在）に、該当期間に閲覧・展示を担当した職員としてこれまでのコロナ対応について振り返る。

I 閲覧室の開室

(1) コロナ禍の経過

まず、コロナ感染拡大とその対応の経過について、埼玉県と文書館を中心に概観する⁽²⁾。

令和 2 年 1 月 16 日に国内初の感染者が確認され、2 月に入って各地で感染者が確認されるようになったことを受け、当館を含めた埼玉県の博物館・美術館施設は 2 月 29 日から 3 月 15 日まで臨時休館することとなった。その後、広がり続ける感染拡大と改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事

態宣言の発令（4 月 7 日）により、緊急事態措置としての臨時休館が最終的に 5 月 18 日まで続いた。

突然の臨時休館については、埼玉県文化資源課による報道発表のほか、館独自にはホームページ、SNS で周知を図った。

この時期には県として徹底した出勤職員の削減が行われ、当館職員も 1 日の出勤人数が半数以下になった。職員は出勤時に文書を撮影し、撮影した画像を用いて在宅で目録作成を行うなど工夫を凝らして対応したが、資料あっての文書館基幹業務は多くが大幅に遅延することになった。

緊急事態が解除された 5 月以降は全国的な移動の自粛が緩和され、社会経済活動の制限が段階的に解除されていった。夏場には再び感染が拡大するが、9 月～10 月頃には低い水準となった。

しかし、埼玉県では 11 月末から再度新規感染者数が急増し、危機感が高まるなかで年末年始を迎えることになる。年が明けた令和 3 年 1 月 7 日には二度目の緊急事態が宣言され、3 月 18 日をもって解除されるまで、埼玉県は緊急事態措置を実施すべき区域となつた。この間、当館は 12 月 24 日から 1 月 18 日まで感染症拡大防止のために臨時休館し、その後緊急事態措置に合わせて 3 月 21 日まで休館期間の延長を繰り返した。

この臨時休館に際しても前回同様の方法で周知を図ったが、後述の事前予約制による閲覧対応を行っていたため、事前に休館となる期間に予約をしていた利用者には個別連絡の対応をとった。

緊急事態の解除後、感染状況は再び悪化し、4 月 16 日にまん延防止等重点措置の対象地域としてさいたま市が指定された。

7月31日に県内の新規感染者が初めて1,000人を超える、8月2日より埼玉県は三度緊急事態措置を実施すべき区域となったものの、今回は飲食店や大規模イベントが措置の主な対象とされたため、臨時休館等の対応はとられなかった。この時期には当館の職員にも保健所、宿泊療養施設への応援が要請されるほど危機的な事態であったが、一方で徹底した感染対策のもとで普及事業等の多くの実施することができた。

三度目の緊急事態措置は9月30日をもって終了し、この間にワクチンの接種が進んだこともあって、令和3年の10日以降には全国の新規感染者数は急速に減少した。

(2) 閲覧対応の継続

続いて、当館業務の中核である閲覧室での利用について振り返る。

当館では最初の緊急事態措置による臨時休館が終了した令和2年5月19日から、国や県の要請の趣旨に則り、開館時間の短縮と事前予約制による閲覧室の利用を再開した。当初、予約は1時間に1組(2名まで)のみで、9時～12時、13時～16時までの時間内で対応した。閲室時間は短縮した一方で、土曜日・日曜日の閲室は継続した。

来館者を制限するために正面玄関は施錠していたため、利用者には職員通用口からの来館と、通用口前での検温、手指消毒をお願いした。閲覧室のカウンターには飛沫を遮るために透明なフィルムをかけ、職員はフェイスシールドをつけて対応した。利用者が退室するごとに机や筆記用具の消毒を行い、12時～13時も閲覧室全体の消毒の時間に充てられた。また、利用者が飲食するための休憩スペースは閉鎖となった。

さらに、館内で利用者が分散するのを防ぐために4階の地図センターは閉室とし、地図資料の閲覧も2階の文書閲覧室で対応した。

このように、感染症対策をしながら最低限閲覧室の開室を続けるため、利用者には多大なご不便をおかけすることになった。職員にとっては、予約受付及び予約管理、消毒の業

務が発生することになった。

資料については、原則として予約の際に閲覧希望資料を提示していただくことにしたため、事前に保存庫から準備しておくことが可能となり、閲覧当日に資料に触れる人数を最小限に抑える対応をとった。また、5月当初、県立図書館の対応を参考にして、返却された文書を数日間別置した後に棚に戻すという対応をとったが、ウイルスの特性や消毒の効果が明らかになり、同一資料の利用頻度も極めて低いこと、資料の保存管理が煩雑になることから、別置対応はすぐに改められた。

その後、同年6月には同時に2組、一度に2時間まで、9月には同時に3組、一度に3時間までと、他のアーカイブズ機関や図書館の事例と社会状況を参考にしつつ、段階的に利用者数の枠を拡大していった。なお、利用者間の距離をとるために文書閲覧室の座席数は4分の1程度に削減された。

このような対応で可能な限り閲覧室の開館を続け、令和2年度の開館日数は例年の6割ほどの179日となった⁽³⁾。閲覧利用者の数は令和元年度に比べて半減したとはいえ、限定的な開室のなかで1,678名にのぼった。

令和3年度に入り、感染症対策と社会経済活動の両立が定着するにつれて閲覧室の利用者が増加した。予約が満員で閲覧室内の人数も想定の最大に到達するという日が発生するようになり、また当日利用の要望も増えてくると、利用制限のいくつかがかえって利用者の分散を妨げているという判断から、まず令和3年春期の特別整理期間の休館明けの5月20日より4階地図センターを開室し、続いて7月には、開館時間を通常の17時までに戻した。

そして11月1日より利用者数の枠を4組に増やし、枠に空きがあれば当日の時間延長も可能とした。なお、県職員の閲覧利用についても原則として一般利用者と同様に対応した。

II 展示室をめぐる試行錯誤

(1) 展示室開室時間の制限

続いて、展示室の対応について振りかえる。文書館にとって展示は、館及び記録保存について広く知つてもらう手段として位置付けられるとともに、収蔵する資料の調査・研究成果として様々な歴史像を地域に発信していく不可欠な事業⁽⁴⁾であり、以下のような経過で、検討を重ねながら継続した。

令和元年度の企画展「鉄道の埼玉—明治から現代へ—」⁽⁵⁾は、令和2年1月14日から3月8日までの会期であったが、2月29日から臨時休館となつたため、残念ながら会期を短縮して早期終了することになった。

3月14日に東京2020オリンピック・パラリンピック競技会（以下「東京2020大会」とする）の開催1年間延期が決定すると、令和2年度企画展として令和2年7月1日～9月6日に予定していた東京2020大会関連企画展「埼玉スポーツものがたり」も1年間延期することが決まった。同時に、同年3月17日～5月17日を会期に予定していたものの、臨時休館終了の目途が立っていない令和元年度企画展「生活に役立つ地図—マイホーム・防災・子育て・レジャーにもー」（以下「生活に役立つ地図」とする）を延期し、「埼玉スポーツものがたり」延期で空白期間となっていた7月1日～9月6日を会期にあてて開催することになった。

閲覧室の利用では、予約によって人数や来

館時間を把握でき、通用口での検温、手指消毒から退館まで一貫して利用者の様子を把握できるのに対し、通常開館時であれば受付もなく、不特定多数の観覧者が自由に入出力できる展示室の開室には、ひと工夫が必要であった。

そこで、検討の結果、「生活に役立つ地図」では展示室の開室を火曜日から金曜日までの10時30分～11時30分、13時30分～14時30分に限定し、その時間のみ正面玄関を開放した。そして1階エレベータホールに受付の長机を設けて、受付にて検温、手指消毒、観覧者カードの記入をお願いした。受付の当番には、地図センターの閉室によって当番業務がなくなっていた地図閲覧室当番（午前・午後1名ずつ）があてられた。

受付の流れは、観覧者に「展示室観覧者のみなさまへ」と題した注意書きを一読いただきたいうえで、検温、手指消毒、観覧者カード記入をしていただき、展示解説図録とアンケート用紙をお渡しするというものである。観覧者カードは、コロナの一般的な潜伏期間とされた2週間を保管期間とした。

また、受付用の長机のほかに、受付時の荷物置き兼休憩用のパイプ椅子を複数設置した。受付担当者はこれら椅子や筆記用具、展示室のケース等を消毒する作業を担つた。

なお、閲覧室の利用者は従来通り職員通用口から入館していたため、二本の動線が混在

展示室観覧者のみなさまへ

【入館にあたっての注意事項】

- ・体温が37.5℃以上の方や、咳・のどの痛みや頭痛等の症状がある方は、御利用いただけません。あらかじめ御了承ください。
- ・入館の際には、マスクの着用と手指の消毒をお願いいたします。
- ・入口で職員が体温の測定をさせていただきます。

【展示の観覧について】

- ・無料で御観覧いただけます。
- ・会話をお控えいただくとともに、他の観覧者と十分な距離（概ね2mを目安）をとってください。
- ・大人数での御来館はお控えください。
- ・展示室内の状況によっては、入場規制を行う場合があります。
- ・観覧者カードにお名前・連絡先を御記入ください。

※観覧者カードは、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供させていただく場合があります。

【「展示室観覧者のみなさまへ】

するようになってしまい、混乱をまねいた。限定開室と受付の設置により、観覧者の滞在時間と入館者の動きを把握することができるようになった。加えて、当館1階にある県立熊谷図書館浦和分室の利用者に、直接お声がけして展示を御観覧いただくことができるというメリットもあった。一方で、受付や展示案内専属の職員がいない当館では、在宅勤務などによる出勤者数削減と両立しながら受付に職員を配置するのは大きな負担となつた。また、出勤調整が困難なことから、やむなく土曜日・日曜日は展示室を閉めることとなつた。これによって土曜日・日曜日については、閲覧室は開いているものの展示を見ることはできないという状態になってしまった。

| | | | | | | | |
|--|--|-----|---|---|-----|---|---|
| 月 ※職員が記入 | 日 No. | | | | | | |
| <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>入館:</td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>退館:</td><td>時</td><td>分</td></tr> </table> | | 入館: | 時 | 分 | 退館: | 時 | 分 |
| 入館: | 時 | 分 | | | | | |
| 退館: | 時 | 分 | | | | | |
| ※職員が記入 | | | | | | | |
| 観覧者カード | | | | | | | |
| 連絡先等記入のお願い | | | | | | | |
| <small>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、観覧者の皆様へ、お名前、連絡先電話番号、人数、体調について、記入をお願いいたします。</small> | | | | | | | |
| お名前 (同居の場合は代表者) | | | | | | | |
| 連絡先電話番号 | | | | | | | |
| 人 数 | 人 | | | | | | |
| 体 調 (複数名で御観覧された場合は、すべての方について) | <input type="checkbox"/> 発熱や風邪症状など、体調不良はない <small>※ 国をつける</small> | | | | | | |
| <small>御記入いただきました本紙は当館において厳重に管理し、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供する場合があります。それ以外の目的には使用いたしません。また、保存期間終了後、速やかに廃棄いたします。</small> | | | | | | | |
| <small>(問合わせ先) 埼玉県立文書館 048-865-0112</small> | | | | | | | |

【観覧者カード】

続く令和2年度企画展「編さんのお仕事—史料編さんの四半世紀—」(以下、「編さんのお仕事」とする。会期 令和2年9月23日

～11月20日)、同「花押と印章×サインとはんこ」(以下「花押と印章」とする。会期令和2年12月8日～令和3年2月5日)においても、上記の方法を継続した。ただし、「生活に役立つ地図」における「開室時間が短すぎる」とのアンケート結果を受け、これらの企画展では、展示室の開室を火曜日から金曜日までの10時30分～12時、13時30分～15時に延ばした。

これらの企画展のアンケートにおいても、当時の社会状況下では開室日時の制限は致し方ないと一定の理解を示す意見がみられる一方、土日や昼休み時間等の開室を望む声も寄せられ、検討の必要が生じていた。しかし、「花押と印章」会期中の12月24日より臨時休館となつたため、残念ながら同展はわずか10日間で中止となつてしまつた。

令和2年度末の企画展「川の地図－荒川と治水－」(以下「川の地図」とする)は、事業計画では会期を令和3年3月2日～5月2日としていたが、緊急事態措置により3月21日まで臨時休館が続いた影響で3月23日～4月28日に会期を短縮して開催した。

本展においても「花押と印章」までと同様の開室時間、受付体制をとつたが、令和3年度に入ると、人事異動により新体制となつた当館は前述の観覧者の要望を重く受け止め、展示室開室について再検討することになつた。

限定開室で実施した各企画展の展示室の入室者数から、展示室内で半径2メートル以内に人が複数人密集する状況になる可能性は限りなく低いことが確認された。これを受けて、4月9日から閲覧室と同様9時～16時の開室となつた。これに伴つて開館時間中(9時～16時)は正面玄関が開放されるようになつた。

展示室の開室時間の変更は、本来前述の地図センターの開室(5月20日)と一体となつて実施されるべきであったが、地図センターでは飛沫防止フィルム設置などの感染対策の準備が必要だったため、展示室の開室時間のみが先行した。

これらの企画展はいずれも、本来より大幅に開室時間が短いものになってしまったものの、多くの観覧者にお越しいただくことができた。

(2) 受付方法の再検討

東京2020大会に合わせて延期した企画展「埼玉スポーツものがたり」は令和3年7月1日～9月5日を会期として開催した。

開催に向けて、展示受付方法の再検討が行われた。「生活に役立つ地図」から「川の地図」までの1年間受付を担っていたのは地図閲覧室当番であったが、5月20日より地図センターが開室したことで本来の当番業務に戻ったため、展示受付には新たな当番を創設する必要があったのである。

検討においては、①2階文書閲覧室で受付をするという案と②現状の受付方法を続ける案が出された。

①案は、利用者数の枠が拡大した閲覧室利用に展示観覧者を直接案内できること、展示室入室前に2階のロッカーを案内できること、2階の文書閲覧室当番が展示室の受付を兼任することで土日も展示室を開室できることがメリットであったが、一方で正面玄関から展示室へ直接向かおうとする観覧者に対するアクションが何も取れないことが課題であった。まん延防止等重点措置のもとでも新規感染者数の増加が止まらないこの時期に、来館者の動向を把握できないというものは危機管理上看過できないものであった。

検討の結果、最終的に②案をアレンジした形で対応することとなった。まず、新たに展示受付当番（午前・午後1名ずつ）が設けられた。また、真夏にエレベータホールで長時間受付事務を行うことは職員の健康管理上難しい点から、受付の位置は1階展示室に隣接し、空調の効く展示準備室に変更となった。代わりに正面玄関には無人の消毒スペースが設置された。

展示受付当番は展示準備室に待機し、観覧希望者が訪れた際に展示準備室の前で検温、観覧者カードの記入、注意事項の説明、展示

解説図録の提供、アンケートのお願いを行った。また、展示準備室に設置されたモニターで逐次展示室内の様子をチェックし、観覧者の入退室と、いわゆる「密」な状態になっていないか、体調不良者がいないかを確認、必要に応じて観覧者の誘導を行った。結果として、展示受付当番が展示室に隣接する展示準備室に常駐するようになったことで、こまやかな消毒や直接の展示案内、閲覧室への誘導ができた。

もうひとつ大きな変更点として、土曜日・日曜日にも展示室を開室することになった。土曜日・日曜日の出勤体制を変更せずに展示受付を実施することは職員にとって大きな負担であったが、土曜日・日曜日の開室を望む観覧者の声に応えるべく、総務担当職員の協力も得て実現することができた。

あわせて、先に述べた通り7月より当館の開館時間が17時までとなったことで、展示室の開室時間も9時～17時となり、「鉄道の埼玉—明治から現代へ—」以来1年半ぶりに、一切の短縮、閉室なく企画展の会期を全うすることができるようになったのである。

III コロナ禍の企画展

(1) 「埼玉スポーツものがたり」の概要

上記のような経緯で、当館ではコロナ禍においても可能な限り企画展を開催し続けてきた。最後に、感染対策と社会経済活動の両立が定着しつつあった令和3年夏に開催した企画展「埼玉スポーツものがたり」の開催結果において注目すべき点があったので、報告したい。

はじめに、同展の概要を簡潔に記す。

企画展「埼玉スポーツものがたり」は、東京2020大会の開催に関連し、欧米からスポーツという概念が入ってきた明治時代から、誰もがスポーツを楽しむことができる現代までのスポーツ普及の歴史を121点の資料で紹介することで、同大会ひいてはスポーツへの機運を高めようと企画したものである。同時に、1964年の東京オリンピックに関する埼玉県行政文書など、これまで体系的に公開し

たことのない戦後～現代に至る資料を公開することと、それによって記録保存の重要性を伝えたいという意図も含んでいた。構成は以下の通り。

プロローグ スポーツ前史

現在の武道の前身ともいわれる武術や蹴鞠、相撲などに関する古文書資料から、江戸時代の埼玉県域でもこれらが盛んに行われていたことを紹介した。

1 スポーツとの出会い—学校体育の始まり

埼玉県師範学校（現埼玉大学の前身のひとつ）を中心に、明治時代に始まった学校教育における体操の導入、運動会や課外活動のはじまりを紹介した。

2 武道再興への道のり—擊劍興行と警察武術

明治維新後、武士と共に消滅の危機にあった武術が武道として整備されていく過程において、埼玉県では師範学校や警察が大きく関わっていたことを紹介した。

3 スポーツの隆盛—スポーツ人口伸長の時代

「スポーツ」という言葉が定着した大正時代以降、活発に行なわれたスポーツの諸活動の様子を伝える資料や、埼玉県体育協会の設立、氷川公園（現大宮公園）の競技場の建設、埼玉県出身のオリンピック選手である鈴木聞多の日記などを紹介した。

4 スポーツの転機—戦争と復興

日本社会が戦争に向かっていく中、スポーツも統制の影響を受けていく様子と、戦後埼玉県がいち早くスポーツの復興に乗り出していたことを紹介した。また、1940年の東京オリンピックに関して戸田漕艇場整備の経緯を紹介した。

5 スポーツの祭典と埼玉県—東京五輪・清新国体

1964年の東京オリンピックと1967年の国民体育大会開催までの会場整備の経緯や、大会を待ちわびる当時の人々の様子、当時の埼玉県の様子と2つの大会が残したレガシーを

紹介した。

エピローグ スポーツとわたしたち

平成時代の埼玉県のスポーツに関わる出来事と、現在の県の施策を紹介してむすびとした。

以上のように、本展では、身体運動を競技、そして娯楽として日常的に行なうことが広く定着していく歴史的過程と、それに関連する地域の変化や発展の様子を描いた。1964年の東京オリンピックに関する章では、東京都のオリンピック招致に対応して埼玉県議会でも早くからオリンピック招致や競技施設の整備、国体の開催が取りあげられていたことや、競技会場の整備を巡って様々な団体の折衝があったことを明らかにした。とくに、16個のまがたまで描かれる現在の埼玉県章が、東京オリンピック開催に向けて作成されたものであったことはほとんど知られておらず、好評を得た。また、折しも東京2020大会でピクトグラムが話題となったこともあり、1964年東京オリンピックに向けて大会組織委員会から示された当時のピクトグラムの紹介が、夏休みに来館した子供たちに好評となった。



【「埼玉スポートものがたり」ポスター】



【「埼玉スポーツものがたり」展示の様子】

(2) アンケート結果からみえたこと

さて、同展のアンケート結果には、これまでの企画展と異なる傾向がみられた。

注目すべきは来館の理由である。「たまたま」「通りかかって」に類するものが全体の25%を占め、「文書館ホームページを見て」とほぼ同率となった。「文書館ホームページを見て」の割合は、「花押と印章」、「編さんのお仕事」、「川の地図」のいずれにおいても回答のうちで最も多い35%近くを占めており、一方でいわゆる通りがかりの人の割合は10%程度で推移していた。

また、「埼玉スポーツものがたり」の観覧で初めて来館した人は回答全体の49%にのぼった。こちらも、常に30%程度であった他の企画展に比べて高い割合となつた。

あくまで観覧者の一部が回答したアンケートによるものであり、テーマの違いもあるため推測の域を出ないが、開室時間を制限していた企画展に比べ、本展では大きく敷居が下がっていたことがうかがえる。

また、長期間にわたって社会状況が好転せず、「コロナ疲れ」という言葉も生まれるほど様々な活動の自粛を余儀なくされていた地域の人々から「開いている」「何かやっていいようだ」と関心を得ることができたと捉えることができるだろう。これは結果として、これまで関心のなかった人へ新たに文書館の認知度を広げることにつながったと思われる。他方、自発的に活動することを自粛するような動きが、他の回答結果の割合の減少につながっているとも考えられる。

コロナ禍において当館の展示が継続可能なことはここまで見てきたとおりである。上記のアンケート結果を踏まえるならば、通常

開館可能で「密」になりにくい規模の文書館の展示の重要性は増しているといえるだろう。館の存在を知つてもらうことは記録保存や地域史への理解を深めてもらう第一歩であり、そのためにも展示を継続し、今後も調査研究につとめていく必要がある。

おわりに

令和4年のはじめには変異したウイルスによる感染拡大が再び起こるともいわれており、未だコロナ禍は終わりの見通しの立たない状況が続いている。一方で、本稿に記した当館の事例のように、試行錯誤しながら社会全体に感染対策が定着しつつあり、社会経済活動との両立が可能になってきている。

ウィズコロナの時代においても、資料の保存と公開というアーカイブズの役割も、それに対する期待も変化することなく、わたしたちは万全の感染対策のもとで事業を継続していく必要がある。本稿が今後の参考となれば幸いである。

註

- (1) 国立公文書館総務課総括係・統括公文書専門官室研修連携担当「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国立公文書館の対応」『アーカイブズ』第77号（令和2年8月31日）、広島県立文書館「新型コロナウイルス感染症への対応」『広島県立文書館だより』NO.45（令和3年3月）など。
- (2) コロナ対応の経過については、内閣官房ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要」(https://corona.go.jp/news/news_20200421_70.html) および埼玉県ホームページ「今までの埼玉県における緊急事態措置等及び呼びかけ」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/kakoyobikake.html>) を参照した。また、埼玉県の感染者数についての記述は、埼玉県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>)に基づいている。いずれも令和4年1月6日最終確認。なお、いわゆる「第〇波」という表現は定義が曖昧なため本稿では使用していない。
- (3) 本稿における令和2年度の事業実績についてはいずれも埼玉県立文書館「要覧」第39号（令和3年）による。また、令和3年度の事業実績については執筆時典での集計による。
- (4) 佐藤美弥「アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信—埼玉県立文書館の他機関連携展示によって—」『文書館紀要』三二号（令和元年3月）。
- (5) 各企画展の概要については各展示解説図録および文書館ホームページ「展示」(<https://monjo.spec.ed.jp/tenji>) を参照のこと。

図 埼玉県立文書館のコロナ対応の経過

| 月 | 文書閲覧室 | 地図センター | 展示室（企画展略称） |
|----|------------|-----------------|-------------------|
| 1 | 令和2年(2020) | 9時～16時 事前予約制 | 臨時休館（2月29日～5月18日） |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 1 | 令和3年(2021) | 9時～16時 事前予約制 | 閉室 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 1 | 七九 | 9時～17時 事前予約制 | 開室 (5月20日～) |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |